

「十分な資本的性質が認められる借入金」の活用による
再生支援手法について
～中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」～

1. 目的

中小企業再生支援協議会が策定支援する再生計画において、「十分な資本的性質が認められる借入金」(以下、資本的借入金)をひとつの手法として活用することで、再生事業の一層の円滑化を図る。

2. 活用方法

中小企業再生支援協議会事業実施基本要領(以下、基本要領)に則り、必要に応じて再生計画案に盛り込むことで、金融機関等の債権者に対する支援要請のひとつの手法として活用する。

原則、既存の貸出金等からの切替え方式が中心となるが、導入に際しては一定の条件を付すものとする。

本中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」については、金融検査上自己資本と看做することができる。

3. 条件等

1) 対象先

基本要領における、再生計画策定支援対象企業(各地の中小企業再生支援協議会が第二次対応として認めた案件)とする。

※ 但し、金融機関等の債権者の合意が条件

2) 貸出期間

15年一括償還とし、原則として当初10年間は期限前弁済を禁止する。

3) 適用金利

年0.4%程度で、当初5年間は固定金利とする。

※ その後、赤字の場合には利子負担がほとんど生じない等配当に準じた金利設定(0.4%程度)が条件

4) 償還順位

法的倒産の開始決定時に、他の全ての債権(本資本的借入金と同条件のものを除く)に劣後。他の全ての債権が弁済された段階で償還請求権が発生すること。

5) その他の条件

- ① 金融機関と債務者との間で双方合意のうえ締結されていること。
- ② 債務者が金融機関に対して財務状況の開示を約していること及び、金融機関が債務者のキャッシュフローに対して一定の関与ができる権利を有していること。
- ③ 本資本的借入金が期限の利益を喪失した場合には、債務者が当該金融機関に有する全ての債務について、期限の利益を喪失すること。

4. 参考 :活用のイメージ

<借入金の一部を資本的借入金に振り替え支援を実施>

